

4月24日(日)は合志市議会議員一般選挙の投票日です

投票日の投票時間は午前7時～午後8時となっています。

開票は投票日当日の午後9時10分から、ヴィーブルのメインアリーナで行なわれます。投票結果・開票結果は市ホームページでも見ることができます。

なお、期日前投票は4月18日(月)～23日(土)

まで、合志庁舎と西合志庁舎で実施します。

旅行などで、不在の人は、ぜひ期日前投票をご利用ください。時間は午前8時30分～午後8時です。投票についての詳しい説明は、広報こうし3月号または市ホームページをご覧ください。

選挙公報の配布

有権者の投票における判断材料の一つとして、「選挙公報」があります。選挙公報は、告示日、今回の市議会選挙では4月17日に立候補者から原稿をいただき、短期間で作成します。また、選挙公報は市の公費で作成します。

選挙公報の仕上りは投票日の4日前ぐらいになりますので、

仕分けを行ない、市の嘱託員・連絡員(区長・自治会長)を通じて投票日の2日前までに配布を行なう予定です。

自治会未加入の人は、事前に登録されますと、郵送します。登録希望の人は、市選挙管理委員会までご連絡ください。また、市役所合志庁舎・西合志庁舎・泉ヶ丘支所・須屋支所で受け取ることもできます。

問い合わせ先 市選挙管理委員会(合志庁舎 総務課内) ☎248-1112

どんどん乗ってはいよ! コミュニティバス(レターバス・循環バス)

昨年10月から運行しているコミュニティバス(レターバス・循環バス)は、今年度も運行を継続しています。市内の移動手段として、どんどんご利用ください。

弁天カードも発売中です!

弁天カードとは

コミュニティバス定期券であるとともに、カードをユーバレス弁天大浴場入浴時に受付で提示していただくと、通常400円の入浴料が200円になる特典が付いています。

また、週に3回以上バスに乗車する人には大変お得な定期券となっています。



- 対象者 65歳以上または障害者手帳をお持ちの市民
- 券種 1カ月券(1,600円) 3カ月券(4,800円)
※障害者手帳をお持ちの市民はそれぞれ半額
- 有効期間 発効日からそれぞれ1カ月または3カ月
- 販売(申請受付)場所など

①熊本電鉄(株)辻久保総合営業所 ☎242-4300

毎日販売 午前8時30分～午後6時

②ユーバレス弁天 ☎348-2626

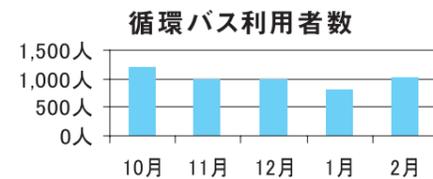
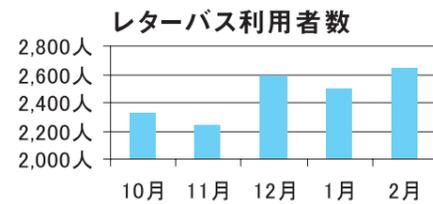
毎日申請受付 午前10時～午後6時(ただし、休館日を除く)

※お渡しまで2～3日を要します。

●申請に必要なもの

①生年月日を確認できる公的証明書(免許証、保険証など)

②写真1枚(タテ3.0cm×ヨコ2.5cm)



問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

宝くじ助成事業で黒松区公民館建設

コミュニティの健全な発展を図ることを目的としたコミュニティ助成事業により、コミュニティ活動の中心となる黒松区の公民館が建設されました。

この、コミュニティ助成事業は、宝くじ普及広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成決定を行うもので、今後の黒松区の益々の活躍が期待されます。



東日本大震災で被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます

3月11日以降に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋岸を中心に、極めて広い範囲で甚大な被害が発生しました。被災地の一日も早い復興を願うとともに、被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。



被災地への支援にご協力ください

市では、被災地への支援として予算から1,000万円の見舞金を贈りました。また、備蓄品の食糧(ご飯、パン、カンパンなど)890食と、飲料水3,160ℓ(20ℓ容器50箱、2ℓペットボトル6本入り180箱)、さらに古閑産業合資会社

から提供された米(5kg200袋)を被災地へ輸送しました。この他にも、市民の皆さんからの義援金、物資提供、市民ボランティア募集を行なっています。皆さんの温かいご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

義援金について

市役所など市内数カ所に義援金募金箱を設置しています。また、金融機関からの口座振込もできるよう、下記のとおり専用口座を開いています。

口座名義(各金融機関共通) 合志市東日本大震災義援金(コシシガシホガシヤクイノキ)

金融機関	支店	口座番号	種別	番号
・菊池地域農業協同組合	合志中央支所	口座番号	(普通)	31550
・肥後銀行	合志支店	口座番号	(普通)	429775
・熊本ファミリー銀行	合志支店	口座番号	(普通)	3021039

市民ボランティアについて

要請があった場合に速やかに対応できるよう、事前に復旧活動ボランティア、被災者ホームステイ受け入れに協力できる人の募集を行なっています。

物資提供について

被災地からの要請に応じて、必要な物資を提供できるよう、市内の物資提供などの情報を受け付けています。ご提供いただいた情報をもとに、被災地の要請に応じて、支援をお願いすることとしています。

緊急に回覧でもお知らせしましたが、ご不明な点については下記までお問い合わせください。

支援情報窓口 総務課 交通防災班(合志庁舎) ☎248-1112 午前8時30分～午後5時15分(開庁日を除く)

住宅用火災警報器の設置はお済みでしょうか?

本年6月から、既存の一般住宅にも住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。5月末までに設置することが必要です。設置場所はすべての寝室と、2階に寝室がある場合は階段上部にも設置が必要となります。

火災警報器を設置する目的は、火災を早期に発見すること、そして最悪でも人命は救えるよう避難を即時に促すことにあります。火災警報器の設置を「義務化」にまで強化することは、火災の危険性が今日見逃すことができないほどに広がっているからです。住宅火災の死者の多くは「逃げ遅れ」で、死者の63%が65歳以上の高齢者です。

早めの設置で、万一の火災での早期発見、早期避難に備えましょう。

本市では、昨年2月に1世帯あたり1個の火災警報器を配付しています。まだ設置していない場合は、早めの設置をお願いします。設置は、十字ねじ回して簡単に取り付けすることができます。配付の警報器に説明書が同封されていますので、詳しくはご確認ください。

また、昨年2月1日現在、本市にお住まいの世帯で、警報器を受け取られていない場合は総務課交通防災班までお問い合わせください。



NSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)付きの警報器を設置しましょう

●悪質訪問販売に注意

警報器は、消防設備取扱店、電気店やホームセンターなどで購入できます。市役所や消防署から販売あつせんなどは行なっていません。

訪問販売などで、高額で売りつける悪質な業者がいます。また、電話でアンケートに答えて購入に持ち込むといったケースもあるようです。不審に思われた場合は、総務課交通防災班までお尋ねください。

問い合わせ先 総務課 交通防災班(合志庁舎) ☎248-1112